

公益財団法人ゴールドウイン西田育英財団
2025年度 奨学生募集要項（スポーツ・アパレル西田育英事業）

1. 趣旨

本財団は、スポーツ分野、または服飾・ファッション分野を学ぶ学生への奨学援助を行うことで、次世代を担う人材を育成し、もってスポーツ及びファッションを通じて国民の豊かな人間性を涵養することを目的として奨学生の募集を行います。

2. 奨学金概要

- (1) 給付金額：月 4 万円（年額 48 万円）
- (2) 給付対象期間：奨学生として採用した年の 4 月から正規の最短修業年限の終期まで
- (3) 給付方法：以下の区分に応じ、6 カ月分を本人名義の預貯金口座へ振り込みにて給付
奨学生として採用された初年度： 7 月末及び 9 月末
2 年度目：4 月末及び 9 月末
- (4) 募集人数：3. (1) 又は (2) の奨学金の区分ごとにそれぞれ 20 名程度
- (5) 当財団の奨学金は、返還の義務がありません。なお、他の給付型奨学金制度を受給している場合又は併願の応募は不可とします。
※他の貸与型奨学金制度との併用は可能です。

3. 応募資格

- (1) スポーツビジネス人材育成奨学生
以下のすべての項目に該当する方
 - ・ 学校教育法に基づく専門課程を置く国内の専修学校・短期大学で、スポーツ分野を学習する課程の1 年生に在籍する者
ただし、修業年限が 2 年、又は 3 年の課程とする
 - ・ 募集年度直前の 3 月 31 日現在において満 20 歳以下の者
 - ・ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、募集年度直前の 3 月 31 日より過去 2 年以内に実施された試験に合格した者
 - ・ 日本国籍を有する者又は永住者等又は定住者等
 - ・ 向学心に富み、学業優秀、品行方正であること
 - ・ 経済的事情により学資の支弁が困難であること
 - ・ スポーツ分野で学習したことを社会に活かす意欲のある者

(2) 服飾・ファッションビジネス人材育成奨学生

以下のすべての項目に該当する方

- ・ 学校教育法に基づく専門課程を置く国内の専修学校・短期大学で、服飾・ファッション分野を学習する課程の1年生に在籍する者
ただし、修業年限が2年、又は3年の課程とする
- ・ 募集年度直前の3月31日現在において満20歳以下の者
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、募集年度直前の3月31日より過去2年以内に実施された試験に合格した者
- ・ 日本国籍を有する者又は永住者等又は定住者等
- ・ 向学心に富み、学業優秀、品行方正であること
- ・ 経済的事情により学資の支弁が困難であること
- ・ 服飾・ファッション分野で学習したことを社会に活かす意欲のある者

4. 申込み手続

応募者は、奨学生願書に必要な事項を記入し、小論文その他の提出書類とともに、当財団事務局に郵送で申込みをして下さい。なお、提出書類は原則として返却いたしません。

<提出書類>

- ・ 奨学生願書
※ 当財団ホームページ掲載の所定の様式に記入し、3ヶ月以内撮影の写真を貼付
- ・ 小論文
※ テーマ及び様式は当財団ホームページに掲載します
- ・ 在学証明書（原本）
- ・ 卒業した高等学校発行の「調査書」（「卒業見込」は不可。原本、開封無効）
※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書（原本）
- ・ 応募者の1親等（親）※¹の所得証明書（所得課税証明書）※²の原本
※¹ 両親がいる場合はそれぞれの所得の証明書類
※² 令和6年度の所得証明書（所得課税証明書）
- ・ 扶養者※³及び応募者の世帯全員が記載されている住民票（原本）
（住民票コード、マイナンバーの記載のないもの）
※³ 応募者の学資（月額授業料）を支弁する者
※住民票記載住所が現住所と異なる場合は、氏名及び現住所が分かる直近の公的料金の領収証又は賃貸借契約書のコピーなどを併せて添付して下さい。
※日本国籍以外の方は、在留資格又は特別永住者である旨の記載のあるものをご用意下さい。

5. 申込期間と給付決定

(1) 申込期間 2025年4月1日(火)～2025年5月9日(金) (当日消印有効)

(2) 奨学生の決定及び通知

申請書類をもとに、公益財団法人ゴールドウイン西田育英財団奨学金給付規程に基づく選考委員会での厳正な選考のうえ、理事会で奨学生を決定いたします。

結果については採用の可否に関わらず7月上旬を目処に選考結果を通知します。

採用者に対し、奨学金給付請求書を送付いたします。

6. 報告及び届出

(1) 報告

各年度末には生活状況報告書(学生生活の状況、来年度の抱負等を予定)、成績証明書をご提出いただきます。

(2) 届出

休学、復学、転学、留年または退学したとき、停学その他の処分を受けたとき、その他願書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに本財団へ報告して下さい。

7. その他

休学、停学、留年その他当財団の奨学金給付規程に定める事由に該当した場合には、奨学金の給付を停止、または既に給付した奨学金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。

奨学生の進路等について、一切の制約はありません。

8. 個人情報等の取扱い

当財団が奨学金給付事業で知り得た情報は、この事業に関してのみ用い、それ以外の目的には使用いたしません。

また、応募のために提出して頂いた書類及び情報は、当財団において厳重に管理し、外部には一切開示いたしません。

9. 申込書送付・問合わせ先

公益財団法人ゴールドウイン西田育英財団事務局

〒932-0112

富山県小矢部市清沢 1061 番地

TEL 0766-61-1207

E-mail info@goldwin-ikueizaidan.or.jp

HP <https://www.goldwin-ikueizaidan.or.jp/>

※ホームページから奨学生願書、小論文用紙のダウンロード可
電話受付平日 9 時 30 分～16 時 30 分（土日祝日休み）